

いしかわ食育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 いしかわ食育推進計画（以下「計画」という。）に基づく食育の取組について、県域の関係団体等の連携・協力を図るとともに、計画の進捗状況の把握や評価を行うため、「いしかわ食育推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、県域の関係団体等の連携・協力を図るとともに、計画の進捗状況の把握や評価を行うこととする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別記のとおりとする。

- 2 委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長の選出は、委員の互選によるものとする。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長が委員の中から指名する。会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、特定の委員による会議を開くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、少子化対策監室に事務局を置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。